

審査査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	法令の番号	平成18年法律第91号
許認可等の種類	計画の認定	根拠条項	法第17条第3項
審査 基 準	<p>○ 法律による審査基準</p> <p>第17条 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</p> <p style="margin-left: 40px;">1 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>○ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 (平成18年国土交通省令第114号)</p>		
受付 機関	土木事務所	処理 機関	建築住宅課
		交付 機関	建築住宅課
		標準処理期間	45 日
		標準経由期間	日
		目次 NO	92